

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
9月11日
(火曜日)

目次

- 告示
ふ化業者の登録（畜産振興課）……………
- 土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（八件）（河川課）……………一
- 公告
被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害（厚政課）……………八
- 教委告示
山口県指定無形文化財の保持者の追加認定（二件）……………八
- 選管告示
不在者投票のできる老人ホームの指定……………八



山口県告示第三百二十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	名称	住居	所在地	登録年月日
三〇第一号	深川養鶏農業協同組合	長門市東深川一八五九の一	深川養鶏農業協同組合孵卵場	平成三〇、八、二二

山口県告示第三百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、切戸川水系切戸川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 切戸川水系切戸川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 下松市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成三十年九月十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十月十八日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所(電話〇八三四一三三一六四七一)にすること。

山口県告示第三百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、平田川水系平田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 平田川水系平田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 下松市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成三十年九月十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三一六四七一）にすること。

山口県告示第三百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、末武川水系末武川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 末武川水系末武川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

(一) 履行場所 下松市内

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサ

ルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成三十年九月十日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三一六四七一）にすること。

山口県告示第三百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、西光寺川水系西光寺川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 西光寺川水系西光寺川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 周南市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成三十年九月十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し

- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書の提出場所

山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所（電話〇八三四一三三一六四七一）にすること。

山口県告示第三百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、真締川水系真締川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 真締川水系真締川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 宇部市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成三十年九月十日までに山口県知事その結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所（電話〇八三六一二一七二二五）にすること。

山口県告示第三百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、有帆川水系有帆川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 有帆川水系有帆川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

- (一) 履行場所 宇部市及び山陽小野田市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成三十年九月十日までに山

山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサル
タント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共
同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい
う。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に
よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成三十年十月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所(電話〇八三六一二一
七二二五)にすること。

山口県告示第三百二十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定によ
り、木屋川水系木屋川及び田部川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一
工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とす
る資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資
格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 木屋川水系木屋川及び田部川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一
工区)

- (一) 履行場所 下関市及び長門市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸 水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で
構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定
により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサル
タント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ
ること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成三十年九月十日までに山
口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサル
タント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共
同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい
う。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十月二十二日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三一―二二三―七二〇一）にすること。

山口県告示第三百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、綾羅木川水系綾羅木川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 綾羅木川水系綾羅木川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 下関市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で

構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で平成三十年九月十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
 - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成三十年九月十一日から同年十月四日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十月二十二日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三一―二二三―

七二〇一)にすること。



(二〇四)被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成三十年七月六日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成三十年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

光市の区域



山口県教育委員会告示第五号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第二十六条第五項の規定により、次の者を山口県指定無形文化財萩焼の保持者として追加認定する。

平成三十年九月十一日

山口県教育委員会

氏名	雅号	生年月日	住所
大和 祐二	—	昭和二十一年九月六日	山口市宮野上一一
新庄 貞嗣	—	昭和二十五年十一月十八日	長門市深川湯本一四八〇

山口県教育委員会告示第六号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第二十六条第五項の規定により、次の者を山口県指定無形文化財赤間硯の保持者として追加認定する。

平成三十年九月十一日

山口県教育委員会

氏名	雅号	生年月日	住所
日枝 敏夫	玉 峯	昭和二十一年十月二日	宇部市大字西万倉七九三



山口県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成三十年九月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

名称	所在地	指定年月日
済生会山口地域ケアセン ター特別養護老人ホーム おとこの里	山口市朝倉町四番五五号	平成三〇、八、二八
済生会山口地域ケアセン ター特別養護老人ホーム 福寿園	〃 〃 五番四号	〃 〃 〃

平成三十年九月十一日印刷
平成三十年九月十一日発行

発行人 山口県知事